

## 平成29年第2回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成29年 1 月25日 午前10時00分														
	場 所	庁議室														
開 会 日 時		平成29年 1 月25日 午前10時00分														
閉 会 日 時		平成29年 1 月25日 午前10時31分														
出席委員	委 員	田 辺 正 保														
		濱 秀 利														
		平良木 宣 行														
		森 脇 直 美														
欠 席 委 員																
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之														
	委 員	平良木 宣 行														
会議出席者	教 育 長	酒 井 裕 之														
	事務局職員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">管理課長</td> <td style="width: 50%;">高 橋 敏 晴</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> <td>桂 川 実</td> </tr> <tr> <td>体育振興課長</td> <td>高 橋 政 一</td> </tr> <tr> <td>管理課長補佐</td> <td>渡 部 貴 志</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター所長</td> <td>高 橋 俊 彦</td> </tr> <tr> <td>情報館館長</td> <td>福 地 玲 子</td> </tr> <tr> <td>海事記念館館長</td> <td>稲 垣 聡</td> </tr> </table>	管理課長	高 橋 敏 晴	生涯学習課長	桂 川 実	体育振興課長	高 橋 政 一	管理課長補佐	渡 部 貴 志	学校給食センター所長	高 橋 俊 彦	情報館館長	福 地 玲 子	海事記念館館長	稲 垣 聡
	管理課長	高 橋 敏 晴														
生涯学習課長	桂 川 実															
体育振興課長	高 橋 政 一															
管理課長補佐	渡 部 貴 志															
学校給食センター所長	高 橋 俊 彦															
情報館館長	福 地 玲 子															
海事記念館館長	稲 垣 聡															
その他の者																

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第 2 号	平成29年度学校給食費の額について【原案承認】
	議案第 3 号	厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について【原案承認】
	議案第 4 号	厚岸町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について【原案承認】
	議案第 5 号	厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について【原案承認】
6		閉会



## 平成29年第2回厚岸町教育委員会

平成29年1月25日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、平成29年第2回厚岸町教育委員会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。

          なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長           日程第2「会期の決定」について、委員会の会期を本日1月25日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、会期を本日1月25日の1日間といたします。

●教育長           日程第3「前回会議録の承認」については、平成28年12月21日に開催した第15回教育委員会の会議録の承認であります。会議録署名委員の田辺委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承認といたします。

●教育長           日程第4「会議録署名委員の指名」についてですが、本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、平良木委員を指名いたします。

●教育長           日程第5、議案第2号「平成29年度学校給食費の額について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

- 給食センター所長      ただ今、上程いただきました議案第2号平成29年度学校給食費の額について、その提案理由をご説明申し上げます。厚岸町学校給食センター管理条例施行規則第8条第1項の規定により、平成29年度学校給食費の額について、厚岸町学校給食センター運営委員会に諮問しようとするものであります。諮問の内容につきましては、議案の2ページをお開き願います。給食費の額は、平成26年度に行われた消費税改正に伴い、小学校212円、中学校261円と増税分を上乗せさせていただき、平成28年度も同額の小学校212円、中学校261円で維持しております。平成29年度は、主食であります米の値上がりや、その他の食材でも高騰が予想されますが、献立などを工夫しながら、現状の額を維持する内容で検討しております。
- 以上、簡単な説明ではありますがご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 教育長                      内容は、「平成29年度学校給食費の額」を学校給食センター運営委員会に諮問する内容でございます。
- これから質疑を行います。質疑ございますか。

- 田辺委員                    現状維持で提案したいという内容ですが、1食あたりの給食費単価なんですけれども、ネットで見ると全国平均では平成25年度で大体261円なので、同じくらいの価格なんですけれども参考までに、全道や釧路管内の給食費の状況はつかんでいますか

- 給食センター所長          管内の状況であります。小学校につきましては、212円なんです。一番高いのが白糠町で220円、2番目が厚岸町と標茶町の212円という状況になっています。中学校の261円につきましては、管内で一番高い金額、二番目は白糠町の259円となっております。あと、全道的には管内全て光熱水費といえますか、電気代、水道代と

というのは何処も入れていないんですが、本来給食費には入れるべきなんですが、管内的には何処も入れてないので、その負担は町が出しているんですけど、全道的には入れているところもありますので、比較できない状況で、管内だけで申し上げますとそういう状況です。

●田辺委員 管内では、食材のみで積算しているということ？

●給食センター所長 はい。そうです。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に議案第3号「厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長 ただ今、上程いただきました議案第3号、厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由と内容をご説明いたします。

厚岸町学校給食センター運営委員会については、厚岸町学校給食センターの円滑な運営を図るため、設置しているものであり、7名の委員で組織しております。職務

につきましては、教育委員会からの学校給食の基本的な事項の諮問に対する答申、給食センターの運営に対する協力などとなっております。先ほどの議案第2号にて、給食費の額について諮問をすることを議決いただきましたが、毎年度、給食費の額については運営委員会に諮問をし、答申をいただいているところであります。この度、当該規則の改正をしようとする理由についてですが、給食センターで毎年受けている保健所の立入り検査の際に、随行してきた釧路教育局の担当者から、衛生管理を徹底するための組織や役割について、明確になっていないとの指摘を受けました。釧路教育局の担当者からは、既存の組織である厚岸町学校給食センター運営委員会に、現在、明確になっていない組織とその役割を担う委員会を設置することが望ましいとの意見をいただきました。このことから、この度、運営委員会規則に必要な委員会組織の設置を規定し、それぞれの業務について適正に行うため改正するものであります。それでは改正内容の説明させていただきます。議案書3ページをご覧ください。改正内容については、議案書にてご説明いたしますので、別紙の新旧対照表については、参考に供していただきたいと思います。

議案第3号、厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則でございます。厚岸町学校給食センター運営委員会規則（平成10年厚岸町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加えるものであります。第8条として、委員会を規定するものであります。第8条第1項として、給食用物資の購入、献立の作成及び衛生管理に関する業務の運営を適正かつ円滑に行うため、運営委員会に次の委員会を置く。とし、1号給食用物資購入選定委員会、2号献立作成委員会、3号給食衛生管理委員会を規定するものであります。この改正により、

厚岸町学校給食センター運営委員会がその役割を担うことになり、より適切な給食センターの運営が図られるものであります。附則でございますが、この規則は、平成29年4月1日から施行する。とするものであります。以上、簡単な説明ですが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長                   内容は、厚岸町学校給食センター運営委員会に新たに委員会を設置するための、規則の一部改正でございます。これから質疑を行います。

●濱委員                   委員会を設置するんですけど、従来の運営委員のメンバーがこの委員会に属すると考えてよろしいですか。

●管理課長                そのように考えております。前の職務と加えてこれらの職務をやっていただきます。釧路教育局からは組織自体を規定していないと言うことで、今ある運営委員会にこのものを委ねてやった方が良いのではないか。というアドバイスをいただきまして、そういう形で行う。新たにまた別に委員会を設置するにしても人選ですとか役割が難しいものですから、今ある委員会を活用して役割を担っていただくと考えております。

●濱委員                   それであれば、各役割を見た限りでは、食品管理の専門委員であれば有識者というかある程度知識のない人が委員になっても委員ではあるけども、実質役に立たない委員をつくっても仕方ないというか、専門の方が委員の選定の段階でいない限りは、この委員会をつくっても意味のないものになってしまう。それであれば、委員選定の段階で委員会に添った選定の方法ということを考えていかなければ、折角ある元々の運営委員会の意味が

なさなくなるというか、具体的にこういう項目をやらなければならないとなれば、それにあつた人選をしていかなければいけないと思うんですけど。今後新しい委員を任命する段階でこの委員会に添った形での人選の方法というのを考えるべきではないかと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

●管理課長

ご意見は、ごもっともかと思えます。実際この各委員会を立ち上げますけど、専門知識を有しなければならないというような部分ではないと考えております。ただ、実際問題こういう委員会を作って業務を行うとすれば、おっしゃるとおり、それに長けた人が行うのが一番良いのかな、とは思います。その辺は検討してまいりたいと思えます。

●田辺委員

運営委員は規則で7名以内ですよね、この7名の方が規則の8条の3つの委員会の仕事を全て7名の方が参加して行うことになるんですよ。こういう規定のつくりかた上、こうなるのかな、とは思いますが極端な話、今の運営委員会の職務の中に、この8条で言っている3号の内容ものが職務として入ってくる形でも、かえってその方がすっきりするような気がするんですけど、これが悪いという意味ではなく、今後もうちょっと整理をした方が良いのでは、という気がしています。

●管理課長

教育局の検査の時に言われたのは、他の町村ではこの運営委員会の規則の中に、組織そのものが入っているところがほとんどで、たまたま、うちの給食センターがこの部分が入っていなかったと、本来はこの組織自体をきちんと形を作ってやらなければ、いけなかったんですけど、できていなかったという事で、教育局からは参考として他の町村の規則のひな形をいただいて、こういう形

でやっていますと、アドバイスをいただいた、という事  
でございます。先ほど説明の中でも申し上げましたけれ  
ども職務の中に教育委員会からの学校給食の基本的な事  
項の諮問に関する答申と給食センターの運営に対する協  
力ということで、大枠の中ではあれなんですけど、専門  
的な部分では、こういう事をやりなさいとは職務の中  
には、入っておりません。全体的な中での協力という事  
ですので、今回このような形で改正したい、ただ、おっし  
やるように専門性ですとか、こうあるべきだ、という事  
であれば職務の部分を見直すなりして、いかなければな  
らないと考えております。

●田辺委員           はい。わかりました。

●教育長             ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長             なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです  
か。

(はい。の声)

●教育長             では、そのように決定いたします。

●教育長             次に議案第4号「厚岸町教育委員会公印規則の一部を  
改正する規則の制定について」を議題といたします。職  
員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長           ただ今、上程いただきました、議案第4号、厚岸町教  
育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定につい  
て、その提案理由と内容をご説明いたします。

厚岸町教育委員会公印規則は、厚岸町教育委員会における公印の保管と使用、公印の定義、種類と名称、使用方法等についてその適正な管理のために制定されております。

この度の当該規則の改正理由についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行後の新制度による教育長が就任しており、この改正法により教育長職務代理者を教育委員会委員の中から指名し、職務を行うことと規定をされております。このことから、教育長職務代理者に係る職印を追加するものであります。

また、平成28年度末をもって床潭小学校が閉校するため、当該校に係る庁印及び職印を削る必要があることから併せて当該規則を改正するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書4ページをご覧ください。

議案第4号、厚岸町教育委員会公印規則の一部を改正する規則でございます。

改正内容については、別紙、議案第4号説明資料「厚岸町教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表」にてご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

別表第1（第3条関係）公印の種類及び名称等になります。

1 教育委員会印、庁印の表中、厚岸郡厚岸町立床潭小学校の欄を削除し、それ以降の公印番号を1番ずつ繰り上げるものであります。次に、2ページをご覧ください。

2 職印の表中、北海道厚岸郡厚岸町教育委員会教育長之印の次に北海道厚岸郡厚岸町教育委員会教育長職務代理者印の欄を加え、3ページの同表中、北海道厚岸郡厚岸町立床潭小学校長の欄を削除するものであります。

4ページをご覧ください。別表第2（第4条関係）公印

のひな型になります。1 教育委員会印、庁印の表中、厚岸郡厚岸町立床潭小学校の欄を削除し、それ以降の公印番号を1 番ずつ繰り上げるものであります。次に、2 職印の表中、北海道厚岸郡厚岸町教育委員会教育長之印の次に北海道厚岸郡厚岸町教育委員会教育長職務代理者印の欄を加え、5 ページの同表中、北海道厚岸郡厚岸町立床潭小学校長の欄を削除するものであります。

議案書7 ページにお戻りください。

附則でございますが、この規則は、平成29年4月1日から施行する。とするものであります。

以上、簡単な説明ですが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、教育長職務代理者の職印の追加と床潭小学校閉校による職印等の廃止に係る厚岸町教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。これから質疑を行います。質疑ございますか。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に議案第5号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

## ●管理課長

ただ今、上程いただきました議案第5号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。厚岸町立学校管理規則については、町立学校の管理運営の基本的事項について定め、学校の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的としており、管理規則の中では、職員の勤務時間、休暇及び服務についても規定されております。

今回の改正については、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正による「介護時間」の新設に伴い、北海道教育委員会において北海道立学校管理規則が一部改正されたため、同規則を準用している厚岸町立学校管理規則についても同様の改正をしようとするものであります。また、併せて条文の整理や字句の整理等を行うため、改正したく本案を提出するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書8ページをご覧ください。議案第5号厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則でございます。改正内容については、別にお配りしている議案第5号説明資料「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表」にてご説明いたします。1ページ、第5条の2は、職務代理の報告について規定をしておりますが、引用法律番号の訂正するものであります。第6条は、主任等について規定をしておりますが、条文の整理をするものであります。第14条は、休暇について規定をしておりますが、第1項は、字句の整理と追加、第2項は、介護時間の新設に伴う字句の追加をするものであります。第17条は、有給欠勤について規定をしておりますが、第1項は条文の整理、第2項は、字句の整理するものであります。第18条は、服務の宣誓について規定をしておりますが、条例番号の整理をするものであります。

2 ページ、第19条から3 ページの第34条、及び別表については、それぞれ字句の整理をするものであります。議案書9 ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。とするものであります。

以上、簡単ですが、議案第5号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長                   内容は、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び字句の整理による厚岸町立学校管理規則の一部改正であります。これから質疑を行います。

●田辺委員               今回の改正については、北海道の学校管理規則の一部改正によるものなんですけど、確か育児休業法の改正に伴って、北海道の改正をされたと思うんですけど、今年の1月1日からの施行日ということで、もうすでに法律は入っているんですけど、法律の中で最低基準は決まっていますけど、道の管理規則、準用される町の方もそうなんですけど、この休業法の改正の中身と同じ整備になるんでしょうか。それともプラスアルファになるものがあるのでしょうか。

●管理課長               基本的に厚岸町の管理規則については、道に準じていますので、特に特別に厚岸町の規則が、道の管理規則と違った内容になることはございません。あくまでも道の規定に合わせた改正になります。

●田辺委員               北海道の法も法律と同じ内容になるんですかね。と言うのは、今回介護時間という新たな設定されて、請求、取得できるという事ですよ。法律の中では従来、1日

単位だったものが、半日という捉え方の中で、分割して取れる事になったと思うんですけども、今回の私どもの教育職員の場合というのは、同じ半日という単位で与えるという意味合いなのか、更に細分化した時間で与えるのか、その辺を伺いたい。

●管理課長 実際まだ、この規則が運用されているというような内容ではないので、道の実態等も詳しく調べておりませんが、そういう事例があった場合、当然願いが出てきますので、その段階でどういう取り方が適切なのか調べて、与えていきたいと考えております。どのような形で、道が時間なのか半日なのか把握していません。申し訳ございません。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。  
その他、委員の皆さんから何かございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、これをもちまして、第2回厚岸町教育委員

会を閉会いたします。